



1. 区別性
2. 均一性
3. 安定性
4. 未譲渡性
5. 名称の適切性

すなわち、未譲渡性の要件を満たさない場合には品種登録を受けることができなくなり、長年の研究成果である新品種について権利を取得できないという事態が発生しますから、要件を満たすかどうかは大きな問題となります。

(2) そして、未譲渡性については種苗法4条2項に

「品種登録は、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から1年遡った日前に、外国において当該品種登録出願の日から4年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、6年）遡った日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。」と定められています。

つまり、未譲渡性の要件とは、出願品種の種苗または収穫物が、日本国内において品種登録の出願の日から1年さかのぼった日前に、外国においては当該品種登録出願の日から4年（永年性植物の場合には6年）遡った日前に、それぞれ業として譲渡されていないことをいいます。UPOV条約上は新規性の要件と呼ばれている要件ですね。

**Q 質問者：** 今回の場合はどのように考えればよろしいでしょうか。

**A 弁護士：** 4条2項には「出願品種の種苗または収穫物が」とあり種苗だけでなく収穫物も含まれます。そうすると「農家が収穫物を売った」場合も検討する必要があります。

次に、種苗法4条2項の「譲渡」は、育成者又はその承継人の意思に基づく第三者に対する所有権の移転（これらの者の同意を得て第三者を含む）をいい、有償無償は問わないと解釈されています。試験研究目的で種苗を譲渡した農家が収穫物を「勝手に売った場合」には「育成者又はその承継人」にはあたらず、4条2項の「譲渡」には該当しない可能性がありますね。

**Q 質問者：** 但書についてはどのように考えればよいでしょうか。

**A 弁護士：** では、4条2項但書について検討してみましょう。

試験研究のために行われた場合は、そもそも流通を目的としたものではなく、流通範囲が限定されておりかつ品種の育成等を円滑に図る必要もあることから未譲渡性の要件の例外とされています。この、「試験若しくは研究のため」とは、特性調査のために第三者に植物体を譲渡する場合など品種の植物体としての試験研究を目的とするものがこれにあたり、市場調査のための試験販売などは

該当しないと考えられます。設問の試験研究目的で農家に種苗を譲渡したという事情は、この要件を満たしそうですが、「農家が収穫物を売ってしまった」行為をどう考えるべきでしょうか。

試験研究の結果として生じた収穫物を業として譲渡することは、試験研究目的とは言い難いため、「業として譲渡」した場合には、試験研究目的の譲渡とは認められないと考えられます。

ただし、試験研究の結果として生じた収穫物を品種を特定することができない状態で、かつ、種苗としての転用が困難な形態で譲渡するときに限り、試験研究に付随するものといえ、また、未譲渡性の要件の趣旨にも反しないと考えられるため、例外として試験研究目的の譲渡に該当すると解されます。

一方、但書のもう一つの要件である「育成者の意に反して行われた場合」ですが、これは盗まれた品種が譲渡されて流通した場合のように、譲渡が育成者又はその承継人の意思に反している場合をいいます。

農家による収穫物を売った行為が、「勝手に」行ったものであれば、「育成者の意に反して」と評価され、この要件を満たす可能性があります。

特許庁の「発明の新規喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き ([https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/hatumei\\_reigai/h30\\_tebiki.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/hatumei_reigai/h30_tebiki.pdf))」を参照すると、

「意に反して」と評価される場合として権利者と公開者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公開者が公開したケース、また、公開者の脅迫又はスパイ行為等によって公開されたケースが挙げられています。

そうすると、種苗法4条2項但書の場合においても、育成者が、明示又は黙示に承諾していなかったことを立証するために、農家との秘密保持契約の存在や、試験栽培契約に第三者譲渡禁止規定があることなどを示し、農家が収穫物を売った行為が「育成者の意に反して」の行為であることを立証することが考えられます。

**Q 質問者：**なるほどそのように考えていけばいいのですね。今後のために今回のようなトラブルが発生しないようにこれから気を付ける点があれば教えてもらえますか。

**A 弁護士：**農業試験場としては試験研究のために種苗を譲渡したとしても譲渡された農家に、譲渡された目的や種苗の管理方法や管理する目的をきちんと理解してもらっていないければ、今回のような収穫物の販売にとどまらず場合によっては種苗そのものの流出が発生する危険もあります。農業試験場と試験研究のために種苗を譲渡された農家は本来大切なビジネスパートナーとしてそれぞれの役割をきちんと理解して行動すべき立場にあります。

試験研究目的で農家に種苗を譲渡する場合には、実際に収穫物を売ってしまう事態が発生してから慌てて対応するのではなく、譲渡の目的や禁止事項をきちんと説明し理解してもらうことが必要に

なります。

もちろん秘密保持契約を含め必要な契約を結んでおくことが重要になりますが単に機械的に契約書にサインをもらっただけでは、農家側が契約書の趣旨を十分理解しないままになっている可能性があります。

理解しないままであれば流出の危険はなくなりませんし、逆に契約に慣れていない農家であれば過度に委縮してしまい栽培に支障が出る可能性もあります。

そのような事態に陥らないためには、各農業試験場においても、新品種の開発のみでなく、事業化への流れについても意識して研究開発を行い周囲のとの円滑な連携のために十分なコミュニケーションをとっていくことがとても大切になります。

#### 【参考 URL】

農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き（令和 8 年 3 月改訂）  
20 項以降：

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-16.pdf>



#### ■事務局よりお知らせ

令和 7 年度に特許庁が実施した「農業分野における知的財産の課題及び支援ニーズ等の実態に関する調査研究」の報告書が公開されましたので、お知らせいたします。

本調査は、「食料・農業・農村基本計画」において、スマート農業の導入やスタートアップの技術の社会実装に向けた産学官連携の推進が掲げられる中、農林水産物・食品の付加価値向上に資する知的財産の創出・保護・活用の重要性が高まっていることを背景として実施されたものです。

調査においては、農業分野に関わるスタートアップを含む中小企業に着目し、公開情報調査やヒアリングを通じて、知的財産に関する課題や必要とされる情報・支援ニーズを把握するとともに、事業者の類型ごとの知財活用の在り方について整理しています。

また、知財活用の普及啓発を目的として作成されたガイドブック「稼げる農業ビジネスの秘けつ ～はじめての知的財産活用ガイド～」では、農業分野における知的財産（特許、商標、育成者権、営業秘密等）の基礎知識に加え、事業化を見据えた知財戦略の考え方や実務上の留意点、具体的な知財の活用事例が紹介されています。

農業分野における知財活用の実態や支援ニーズを把握する上でも参考となる内容ですので、ご関心のある方はぜひご覧ください。

#### ■参考 URL

[特許庁]農業分野における知的財産に係る課題及び支援ニーズ等の実態に関する調査研究報告書

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/nogyo\\_chizai/hokokusho.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/nogyo_chizai/hokokusho.pdf)

[IP BASE][特許庁]稼げる農業ビジネスの秘けつ ～はじめての知的財産活用ガイド～

<https://ipbase.go.jp/learn/content/agriculture/index.php>



<次回の配信予定>

テーマ：農林水産省主催 令和 8 年度第 1 回農林水産研究における知財マネジメントセミナーについて

配信時期：8 月頃

<メルマガのバックナンバー>

下記 HP よりこれまで配信された全てのメルマガをご覧ください。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。

※メールマガジンに関するご質問や感想などは問合せ先（メールアドレス）までお送りください

※メールマガジンの登録情報変更・解除を希望される方は、下記①～④について問合せ先（メールアドレス）までご連絡ください。

①所属 ②お名前 ③連絡先（メールアドレス） ④変更・解除する内容

-----  
令和 8 年度戦略的研究開発知財マネジメント強化事業事務局

（有限責任監査法人トーマツ内）

e-mail：[agri-chizai@tohmatu.co.jp](mailto:agri-chizai@tohmatu.co.jp)  
-----